

新たに森林の土地の所有者になられた方へ

県が策定する地域森林計画の対象森林には、次のような支援や義務があります。

1 支援

森林経営計画制度

森林所有者などが、自主的に5年間の**伐採や路網等の計画**を作り、**市町村長などの認定を受ける**ことができます。

計画の認定を受けた森林所有者などに対しては、補助制度などの支援措置があります。

造林関係補助制度

森林経営計画の認定を受けた森林を対象に、**植栽や下刈り、間伐などの森林づくり**に必要な費用に対して補助制度が設けられています。

森の力再生事業

森林の権利者による整備が困難となっている**荒廃した森林**のうち、緊急に整備が必要な森林の**初期整備**のため、「森林(もり)づくり県民税」を財源とした補助制度が設けられています。

2 義務

伐採及び伐採後の造林の届出制度

森林を伐採するときは、あらかじめ**市町村長に伐採方法などを届出**する必要があります。

林地開発許可制度

災害の発生や環境の悪化を防止するため制度で、**1haを超える森林の開発**を行うおうとするときは、**県知事(又は市長*)**の許可が必要となります。

*静岡市、浜松市、沼津市、富士市

市町村森林整備計画の遵守

森林所有者は、市町村森林整備計画に従って、森林の施業及び保護を実施を求められます。

地域森林計画対象森林の策定又は変更は県が行っています。その内容は10月下旬から11月上旬ごろに公告・縦覧を行います。手続きの過程で、森林所有者の方には、個別のお知らせはしませんのでご注意ください。

